

令和3年(2021年)2月17日(水)

- ・ イベント等の開催に関すること  
健康福祉局保健部次長(兼)市立病院担当部長：西本  
電話：082-504-2662 (内線4552)
- ・ 施設の開館時間短縮に関すること  
危機管理室危機管理課長：児玉  
電話：082-504-2274 (内線5703)  
(各施設の概要等について)  
別紙の各施設の「問合せ先」へ直接ご連絡ください。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る広島県の「集中対策」の終了に伴う本市主催イベント等の開催の取扱い及び本市所管施設の開館時間短縮の終了について

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る広島県の「集中対策」が令和3年2月21日をもって終了することに伴い、下記のとおり、本市主催イベント等の開催について取り扱うとともに、本市所管施設の開館時間短縮については終了することとします。

### 記

#### 1 本市主催のイベント等の開催の取扱いについて

本市主催のイベント等\*の開催については、令和3年2月22日から当面の間、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和2年11月30日改訂）」【別紙1】により取り扱うことにします。 ※ 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含みます。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても、この基本方針に準じた取扱いをお願いします。

<主な変更点>

現 行	変 更
<b>【人数上限について】</b> ・ 収容定員が1万人を超える場合は、5,000人 ・ 収容定員が1万人以下の場合は、5,000人と収容率要件による人数のいずれか少ない方	<b>【人数上限について】</b> ・ 収容定員が1万人を超える場合は、収容定員の50% ・ 収容定員が1万人以下の場合は、5,000人

#### 2 本市所管施設の開館時間短縮の終了について

本市所管施設の開館時間の短縮措置を令和3年2月21日をもって終了し、同月22日から通常の開館時間とします。【131施設。別紙2】